

I 市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

1 基本的事項

(1) 目的

市役所等は行政として、地域の省エネルギー活動の推進などの地球温暖化対策を、環境基本計画等に基づき総合的かつ計画的に推進しています。それと同時に、自らも所有する建物や各種の設備等を使用して活動を行うとともに、各種の製品やサービスを購入する一事業者としても大きな位置を占めています。

このため、全職員が環境配慮の視点を持ち、自ら行う事務・事業から排出される温室効果ガスの削減等、環境に配慮した率先行動を推進していくための取組を定めます。

(2) 基本計画との関係

この取組は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（事務・事業編）に位置付け、「第 3 次光市環境基本計画」（以下、「基本計画」という。）のリーディングプロジェクト「未来のために今挑む 脱炭素推進プロジェクト」の目標達成に向けて率先して取り組みます。

(3) 取組期間

取組期間は、基本計画に定める期間（令和 5 年度～令和 14 年度）とします。

(4) 対象範囲

対象範囲とする範囲は、市が取り組む事務・事業全般とし、その対象施設は、庁舎のみならず、水道局、病院局、小中学校及び指定管理者制度の適用施設等の全てを対象とします。ただし、一部事務組合や第 3 セクターは対象外とします。

(5) 対象とする温室効果ガス

温対法で削減の対象とするもののうち、本取組で対象とする温室効果ガスは、事務・事業から発生する二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の 3 種類とします。

(6) 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、基本計画のリーディングプロジェクトで示す目標値（令和9年度までに3,192t-CO₂削減）とします。なお、この目標値は、基本計画のリーディングプロジェクトの改定に合わせて見直します。

<排出量の算定について>

- ・排出係数は、国等が発表する当該年度の数値とします。
- ・地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第4条で定められた数値とします。

(7) 進捗管理

各課及び各出先機関に「推進員」を1名置き、計画の推進、エネルギー使用量などの数値把握及び環境政策課への報告を行います。

環境政策課は、推進員から報告されたエネルギー使用量などをとりまとめ、その結果を基本計画の実績報告の中で環境審議会等に報告するとともに、結果に基づき取組内容の見直し等を行います。

2 取組内容

職員は、一人ひとりが地球温暖化や気候変動の影響に関する認識を深め、自らの問題として主体的かつ積極的に、次のとおり、温室効果ガス排出量の削減及び環境に配慮した率先行動に取り組めます。

①再生可能エネルギーの活用	・施設の新設・改修の際は、太陽光発電設備の導入を進めます。 ・市の遊休地への太陽光発電設備の導入を検討します。 ・既存の電気契約を、再生可能エネルギー由来の電力を含む契約への切り替えに努めます。
②施設の省エネルギー化の推進	・LED照明などの省エネルギー設備の導入・改修を進めます。 ・設備や機器等の点検・整備を適切に行い、常時効率的に使用できるよう管理を徹底します。
③次世代自動車の導入促進	・公用自動車の更新時には、電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車への切替を促進します。
④日常業務における省エネルギーの推進	・クールビズ（5～10月）、ウォームビズ（12～3月）で、執務にふさわしく適切な服装に努めます。 ・冷暖房は温度の適正管理（冷房は28℃、暖房は20℃程度）を行うとともに、使用しない部屋の冷暖房は確実に停止します。 ・来庁者や業務に支障のない範囲でスポット照明や消灯に努めるとともに、昼休みには消灯（一部または全部）を実施します。 ・「職員一斉ノー残業デー」は定時退庁に努めるとともに、その他の日に時間外勤務を行う場合は、スポット照明に努めます。 ・パソコンやプリンタ等のOA機器を長時間使用しない場合は電源をオフにするとともに、ディスプレイの明るさやスリープなどの設定を適切に活用します。 ・自動車を運転する時は「ふんわりアクセル」や「アイドリングストップ」などのエコドライブを徹底するとともに、自転車や公共交通機関を利用したノーマイカー通勤に努めます。 ・荷物等の運搬や身体的理由を除き、エレベーターを利用しません。

I 市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

⑤日常業務における ごみの減量と資源 の有効活用	・ごみの分別を徹底するとともに雑紙回収ボックスを積極的に活用し、ごみのリサイクルに努めます。 ・マイ箸、マイカップ、マイボトル等の利用に努めます。 ・イントラネットやドキュワークスを適切に活用しペーパーレス化の推進に努めます。 ・資料等の作成は、両面印刷、両面コピーを徹底するとともに、集約印刷を活用します。 ・物品等を購入する前には、共同所有・利用、リースなども検討し、購入数量の削減に努めます。 ・物品等の購入にあたっては、環境ラベル等が貼付された製品を積極的に選択するなどグリーン購入に努めます。
⑥環境配慮意識の向 上	・庁内等で実施する研修会等に自発的に参加するなど、環境配慮意識の向上に努めます。